

# 後期高齢者医療保険料の 上限等が変わりました

岡栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

# 国民健康保険の 保険税率が変わりました

岡住民課国保年金係 ☎028(677)6038

## 年間保険料額の上限について

全ての人々が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平性が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成30年4月から、75歳以上の皆さんの保険料の上限等が変わりました。

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員に納めていただく「均等割額」と所得額に応じて負担していただく「所得割額」の合計額となり、平成29年中の所得をもとに、個人ごとに計算されます。



## 軽減について

所得の低い人や、これまで被用者保険の被扶養者であったため保険料を負担する必要がなかった人への保険料の軽減率が変わりました。

### 〈所得の低い人の軽減について〉

#### ①均等割額の軽減

世帯(被保険者全員と世帯主)の合計所得が以下のとおり基準を超えない場合は、均等割額が軽減されます。なお、65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除した額で判定します。

9割軽減	[基礎控除額(33万円)]を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他の各種所得がない場合)
8.5割軽減	[基礎控除額(33万円)]を超えない世帯
5割軽減	[基礎控除額(33万円) + 27.5万円 × 被保険者数]を超えない世帯 (平成29年度は27万円)
2割軽減	[基礎控除額(33万円) + 50万円 × 被保険者数]を超えない世帯 (平成29年度は49万円)

#### ②所得割額の軽減の廃止

所得割額を負担する人のうち、総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額が58万円以下の人は平成29年度まで特例で所得割額が2割軽減されていましたが、その軽減がなくなります。

### 〈被扶養者であった人の軽減について〉

均等割額は、平成29年度までは特例で7割軽減されていましたが、平成30年度からは5割軽減になります。これは、75歳になる前日にご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人が対象です。

国民健康保険制度は、病気やけがをしたときに安心して医療機関で受診できるように、加入者が保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

今年度、国民健康保険は大きな制度改革が行われました。①国の追加的な財政支援と②都道府県が財政運営の責任主体となることが改革の2つの柱です。これにより財政運営の安定化が図られ、今年度から保険税率を改定し、資産割率を25%から10%に引き下げることになりました。

制度改革後の財政運営状況を反映した保険税率となるよう、今後も税率についての検討を続けていきます。

区分		所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	限度額(円)
医療分	改定前	6.70	25.00	26,000	29,000	540,000
	改定後	6.70	10.00	26,000	29,000	540,000
	増減	0	△15.00	0	0	0
後期高齢者 支援金分 (改定なし)	改定前	2.00	—	7,000	8,200	190,000
	改定後	2.00	—	7,000	8,200	190,000
	増減	0	—	0	0	0
介護 納付金分 (改定なし)	改定前	1.70	—	8,200	6,000	160,000
	改定後	1.70	—	8,200	6,000	160,000
	増減	0	—	0	0	0
説明		加入者全員の所得に応じた税額	固定資産税額に応じた税額	加入者1人当たりの税額	1世帯当たりの税額	国保税の上限額。賦課限度額

※介護納付金は、40歳から65歳未満の人が該当します。

※均等割・平等割は、加入者の所得と人数に応じて軽減される場合があります。